

企画提案説明書

1 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度ニホンジカ等の農業集落への生息状況アンケート調査業務
- (2) 業務内容 別紙「令和6年度ニホンジカ等の農業集落への生息状況アンケート調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務目的 岡山県は、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画においてニホンジカの個体数（生息数）を推定し、目標を設定したが、推定した個体数について、毎年度個体数の見直しを行う必要がある。岡山県では、平成28年度から推定を実施しているが、推定業務の正確を期するため農業集落へのアンケート調査を実施する。
- (4) 委託期間 契約締結日から令和7年3月17日まで

2 応募要件

以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 基本的要件

- ア 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登載され、格付け基準がB級以上であること。
- イ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ウ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- エ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(2) 業務の実施に関する要件

- ア 岡山県内に本社または支社を置く者であること。
- イ 当該業務と同様の事業を実施した実績を有すること。
- ウ 過去2年間に県との契約がある場合、全て誠実に履行していること。

3 企画提案説明書等に対する質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和6年5月7日（火）午後5時まで
- (2) 受付場所 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策室
TEL086-226-7439 FAX086-224-1109
Mail choujuugai@pref.okayama.lg.jp
- (3) 受付方法 電子メール又はファクシミリとする（様式は任意）。ただし、到着したことを電話で（2）に確認すること。
- (4) 回答方法 電子メール又はファクシミリで回答する。

4 参加意思確認書に関する事項

- (1) 提出様式 別紙「企画提案参加意思確認書（様式第1号）」のとおり
- (2) 提出期限 令和6年5月7日（火）午後5時まで
- (3) 提出場所 上記3（2）に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送による（提出期限内に必着のこと）
- (5) 参加意思確認書の審査

提出期間内に提出のあった参加意思確認書に基づき、応募要件を満たしているか担当課で審査し、その結果を提出者に書面により通知する。

5 企画提案書に関する事項

参加意思確認書の提出により、2の応募要件を満たすと認められる場合には、参加意思確認書提出者と株式会社野生鳥獣対策連携センターは、下記により企画提案書を提出するものとする。

- (1) 提出様式 別紙「企画提案書（様式第2号）」のとおり
- (2) 提出部数 企画提案書及び添付書類について正本1部、副本4部
- (3) 提出期限 令和6年5月10日（金）午後5時まで
- (4) 提出場所 上記3（2）に同じ。
- (5) 提出方法 持参又は郵送による（提出期限内に必着のこと）

6 企画提案書の審査

(1) 評価基準

別途設置する審査委員会において、下表の評価基準に基づき評価し、最高点の提案書を選定する。

評 価 項 目		配点
1	作成するアンケート用紙は、事業目的をよく理解した内容であるか。	10
2	当該業務と類似する過去の事業の実績を勘案し、集計したアンケートを適切かつ確実に分析し、かつ、分析の結果を分かりやすくまとめることができるか。	40
3	野生鳥獣等に関する専門的知識や知見を持っているか。	20
4	実施体制は十分かつ信頼性が高く、確実な事業実施が見込めるか。	20
5	経費の見積額 委託限度額の 85%未満 10点 委託限度額の 85%以上 90%未満 8点 委託限度額の 90%以上 95%未満 6点 委託限度額の 95%以上 100%未満 2点 委託限度額を超過 不採択	10
合 計		100

(2) 結果通知

審査結果の通知は、書面により通知する。

(3) 選定された企画提案書の提出者

審査の結果、企画提案書が選定された提出者は、当該委託事業を行う者として契約手続きに移行する。

7 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加意思確認書を提出しない者及び企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加意思確認書並びに企画提案書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加意思確認書及び選定されなかった企画提案書は、返却しない。
- (4) 提出された参加意思確認書及び企画提案書は、企画提案書の提出者の選定及び企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限後における参加意思確認書又は企画提案書の差替え及び再提出は、認めない。
- (6) 参加意思確認書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。
- (7) 上記6(2)の選定された企画提案書の提出者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。